

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

訂正表

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
261	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄し、<u>特別管理産業廃棄物</u>として処理する。形状は、頭部を含む全身を覆うものとし、保護衣と呼吸用保護具の全面形面体、手袋、シューズカバーなどとの接合部は、テーピングで密閉する	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。<u>石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、廃石綿等が排出される作業場で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場で使用されたものは石綿含有廃棄物と同様に処理する。</u>形状は、頭部を含む全身を覆うものとし、保護衣と呼吸用保護具の全面形面体、手袋、シューズカバーなどとの接合部は、テーピングで密閉する。
270	(1)呼吸用保護具の適正使用のための体制 1段落目	呼吸用保護具の適正な使用のため、事業者には厚生労働省の「<u>第9次粉じん障害防止総合対策の推進について（別添）粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</u>」(平成 30 年2月 9 日基発0209第3号)に準じた対応が求められる。詳しくは表 6.2.1 を参照すること。 表 6.2.1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底 「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(抜粋) <u>(平成 30 年 2 月 9 日基発 0209 第 3 号)</u> <u>3 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進</u> <u>事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</u>	呼吸用保護具の適正な選択及び使用のため、事業者には厚生労働省の「<u>第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について(別添)粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</u>」(令和5年3月 30 日基発 0330 第 3 号(一部改正 令和6年3月6日基発 0306 第1号))に準じた対応が求められる。詳しくは表 6.2.1 を参照すること。 表 6.2.1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底 「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(抜粋) <u>(令和5年3月 30 日基発 0330 第 3 号(一部改正 令和6年3月6日基発 0306 第1号))</u> <u>第2 具体的実施事項</u> <u>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</u> <u>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有</u>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
		<u>(1) 保護具着用管理責任者の選任</u> <u>平成 17 年2月7日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。</u> <u>(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進</u> <u>事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。また、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。</u> <u>[1] 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導</u> <u>[2] 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄</u> <u>[3] 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理</u> <u>また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</u> <u>(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について</u> <u>電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であることから、じん肺法第 20 条の3の規定により粉じん</u> <u>にさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電</u>	<u>効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</u> <u>(1) 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</u> <u>「粉じん保護具着用管理責任者」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月 25 日付け基発0525 第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(以下「呼吸用保護具通達」という。)に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。</u> <u>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</u> <u>(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用</u> <u>電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第 20 条の3の規定により粉じん</u> <u>にさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。</u> <u>なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実にすること。</u> <u>(3) (略)</u>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
		<u>動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。</u> <u>なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。</u>	<u>「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(抜粋)</u> <u>(令和5年5月25日基発0525第3号)</u> <u>記</u> <u>第1 共通事項</u> <u>3 管理体制等</u> <u>(1) 事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に呼吸用保護具を使用させるときは、保護具に関して必要な教育を受けた保護具着用管理責任者(安衛則第12条の6第1項に規定する保護具着用管理責任者をいう。以下同じ。)を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならないこと。</u> <u>ア 呼吸用保護具の適正な選択に関すること</u> <u>イ 労働者の呼吸用保護具の適正な使用に関すること</u> <u>ウ 呼吸用保護具の保守管理に関すること</u> <u>エ・オ (略)</u> <u>(2) (前略) また、事業者は、保護具着用管理責任者に、各労働者が着用する呼吸用保護具の取扱説明書、ガイドブック、パンフレット等(以下「取扱説明書等」という。)に基づき、適正な装着方法、使用方法及び顔面と面体の密着性の確認方法について十分な教育や訓練を行わせること。</u> <u>(3) (略)</u>

該当頁	該当箇所	訂正前			訂正後		
I-62、 I-63	(8) 建材中の 石綿含有分 析の概要の ①、②	(8) 建材中の石綿含有分析の概要 ① JIS A 1481 規格群とアスベスト分析マニュアル 石綿則第3条第5項の分析方法は、JIS A 1481 規格群を用いるよう、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正平成28年4月13日)に規定されており、その実施に当たって、厚生労働省マニュアル(石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル)に留意するよう、「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」(平成26年3月31日基安化発0331第3号)で示されているが、その対応関係は(参考資料)表8-1の通りである。 (参考資料)表8-1 JIS A 1481 規格群とアスベスト分析マニュアルで示す方法の対応関係			(8) 建材中の石綿含有分析の概要 ① JIS A 1481 規格群とアスベスト分析マニュアル 石綿則第3条第5項の分析方法は、JIS A 1481 規格群を用いるよう、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日)に規定されており、その実施に当たって、厚生労働省マニュアル(石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル)に留意するよう、「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」(平成26年3月31日基安化発0331第3号)で示されているが、その対応関係は(参考資料)表8-1の通りである。 (参考資料)表8-1 JIS A 1481 規格群とアスベスト分析マニュアルで示す方法の対応関係		
		JIS A 1481 規格群	分析マニュアル	備考			
		JIS A 1481-1	定性分析方法1 (第3章)	実体顕微と偏光顕微鏡により定性分析する方法			
		JIS A 1481-2	定性分析方法2 (第4章)	X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法で判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法			
		JIS A 1481-3	定量分析方法1 (第5章)	X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率(%)を求める方法			
		JIS A 1481 規格群	分析マニュアル	備考			
		JIS A 1481-1	定性分析方法1 (第3章)	実体顕微と偏光顕微鏡により定性分析する方法			
		JIS A 1481-2	定性分析方法2 (第4章)	X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法で判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法			
		JIS A 1481-3	定量分析方法1 (第5章)	X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率(%)を求める方法			

該当頁	該当箇所	訂正前			訂正後		
		JIS A 1481-4	定量分析方法 2 (第 6 章)	偏光顕微鏡を用いた定量分析方 法	JIS A 1481-5		アスベスト含有率1%未満の際に 使用する検量線Ⅱ法
		JIS A 1481-1 と JIS A 1481-2 で 特定の場合に実施 を推奨	定性分析方法 3 (第 7 章)	電子顕微鏡法による定性分析方 法	JIS A 1481-4	定量分析方法 2 (第 6 章)	偏光顕微鏡を用いた定量分析方 法
					JIS A 1481-1 と JIS A 1481-2 で 特定の場合に実施 を推奨	定性分析方法 3 (第 7 章)	電子顕微鏡法による定性分析方 法
		注「分析マニュアル」欄は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20】」(平成 30 年3月厚生労働省)で規定する分析方法の名称と章番号。 「アスベスト分析マニュアル」の定性分析方法1(第3章)と定量分析方法2(第6章)は、それぞれ、JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 によるアスベスト含有率測定について、JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 に記載の内容のほか、<u>JIS</u> JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 の実施に当たって具体的な留意点や補足を掲載したものである。 また、「アスベスト分析マニュアル」の定性分析方法2(第4章)と定量分析方法1(第5章)は、それぞれ、JIS A 1481-2 と JIS A 1481-3 をベースとしつつも、その一部を修正し、また、JIS A 1481-2 と JIS A 1481-3 を単に補足するのではなく、分析手順等が当該マニュアルの内容で完結するよう解説している。			注「分析マニュアル」欄は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」(令和4年3月厚生労働省)で規定する分析方法の名称と章番号。 「アスベスト分析マニュアル」の定性分析方法1(第3章)と定量分析方法2(第6章)は、それぞれ、JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 によるアスベスト含有率測定について、JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 に記載の内容のほか、JIS A 1481-1 と JIS A 1481-4 の実施に当たって具体的な留意点や補足を掲載したものである。 また、「アスベスト分析マニュアル」の定性分析方法2(第4章)と定量分析方法1(第5章)は、それぞれ、JIS A 1481-2 と JIS A 1481-3 をベースとしつつも、その一部を修正し、また、JIS A 1481-2 と JIS A 1481-3 を単に補足するのではなく、分析手順等が当該マニュアルの内容で完結するよう解説している。 <u>加えて、定量分析方法1(第5章)は、アスベスト含有率1%未満が予想される場合は JIS A 1481-5 の検量線Ⅱ法を使用する</u>		

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
		② アスベスト分析マニュアル 平成 25 年度に厚生労働省委託事業「適切な石綿含有建材の分析の実施支援事業」の下で設置された検討委員会によって「アスベスト分析マニュアル」(1.00 版)が策定され、その後も逐次改訂を行い、現在は『石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル』(<u>1.20 版</u>)が発行されている(<u>1.20 版から改題</u>)。「アスベスト分析マニュアル」は、その事前調査においてアスベストの有無を適切に分析するために、分析者に詳しい情報と最新の知見に基づくノウハウを伝えることを目的に策定したものである。	<u>ことからその概要を記載している。</u> ② アスベスト分析マニュアル 平成 25 年度に厚生労働省委託事業「適切な石綿含有建材の分析の実施支援事業」の下で設置された検討委員会によって「アスベスト分析マニュアル」(1.00 版)が策定され、その後も逐次改訂を行い、現在は『石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル』(<u>第2版</u>)が発行されている。「アスベスト分析マニュアル」は、その事前調査においてアスベストの有無を適切に分析するために、分析者に詳しい情報と最新の知見に基づくノウハウを伝えることを目的に策定したものである。

※上記のほか、誤字等を訂正しました。